

図書館利用のてびき

「学校図書館憲章」

理念

1. 学校図書館は、資料の収集・整理・保存・提供などの活動をとおり、学校教育の充実と発展および文化の継承と創造に努める。
2. 学校図書館は、児童生徒に読書と図書館利用をすすめ、生涯にわたる自学能力を育成する。
3. 学校図書館は、資料の収集や提供を主体的に行い、児童生徒の学ぶ権利・知る権利を保障する。
4. 学校図書館は、他の図書館、文化施設等とネットワークを構成し、総合的な図書館奉仕を行う。
5. 学校図書館は、児童生徒・教職員に対する図書館の奉仕活動・援助活動をとおり、教育の改革に寄与する。

資料

1. 学校図書館は、図書資料・逐次刊行資料・視聴覚資料・ソフトウェアなど広範な資料を備える。
2. 学校図書館は、児童生徒・教職員の多様な要求に応えるために、必要にして、かつ、十分な資料を備える。
3. 学校図書館は、選定基準に基づいた質の高い資料を選択し、収集する。

施設

1. 学校図書館は、利用しやすい場所に専用の施設として設置する。
2. 学校図書館は、研究・調査・読書・視聴・討議・制作など多様な活動に応えるために、各種のスペースと設備を十分に確保する。
3. 学校図書館は、快適で魅力的な環境を準備する。

全国学校図書館協議会制定『学校図書館憲章』より抜粋

京都府立綾部高等学校図書館

学校図書館で何ができる??



読書・趣味の本探しに



クラブ活動・生徒会・
委員会活動の調べ物

学校行事、HR 活動の資料探し

インターネットでの調べ物

ビデオ・DVD の鑑賞



勉強（試験勉強、宿題）
勉強の合間の休憩にも…



学校図書館のルール

- ① 大きな荷物は入り口の棚へ。
貴重品は身に付ける
- ② 本は元あった本棚に戻す
- ③ 使った椅子や机の消しカスは
自分で片付ける
- ④ 図書館の本は生徒皆の財産で
す。大事に扱うこと
- ⑤ 本を破損・紛失した場合はカウ
ンターに申し出ること

- 図書館で禁止されていること
- 一、飲食、及び飲食物の持込
 - 二、大きな声での会話、携帯等での通話
 - 三、写真撮影
 - 四、本の無断持ち出し

図書館の使い方

図書館が使える時間

授業がある **月曜日～金曜日**

8:40 ~ 16:50

※授業中の利用は先生の許可が必要です。

※夏季休業中は時間を変えて開館します。

本・雑誌の貸出・返却方法

原則として1人4冊まで、2週間借りられます。

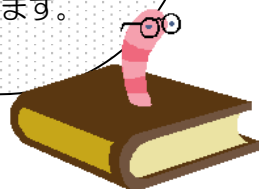
貸出方法 ①本をもってカウンターへ
②学年・組・番号・名前を言う
③本の貸出期限票に日付印を押してもらい、
本を受け取る。

返却方法 ①本を持ってカウンターへ
②『返却します』といって本を渡す。
*本を棚に戻す作業は係が行います。
自分で棚に戻さないでください。



リクエスト

読みたい本が図書館にないとき、入れて欲しい本をリクエストすることができます。



予約制度

読みたい本が貸出中の時、返却されたら借りられるよう予約しておくことができます。

特別貸出

雑誌最新刊・辞書は通常貸出はできません。ただし一晩・週末のみで貸出ができます。